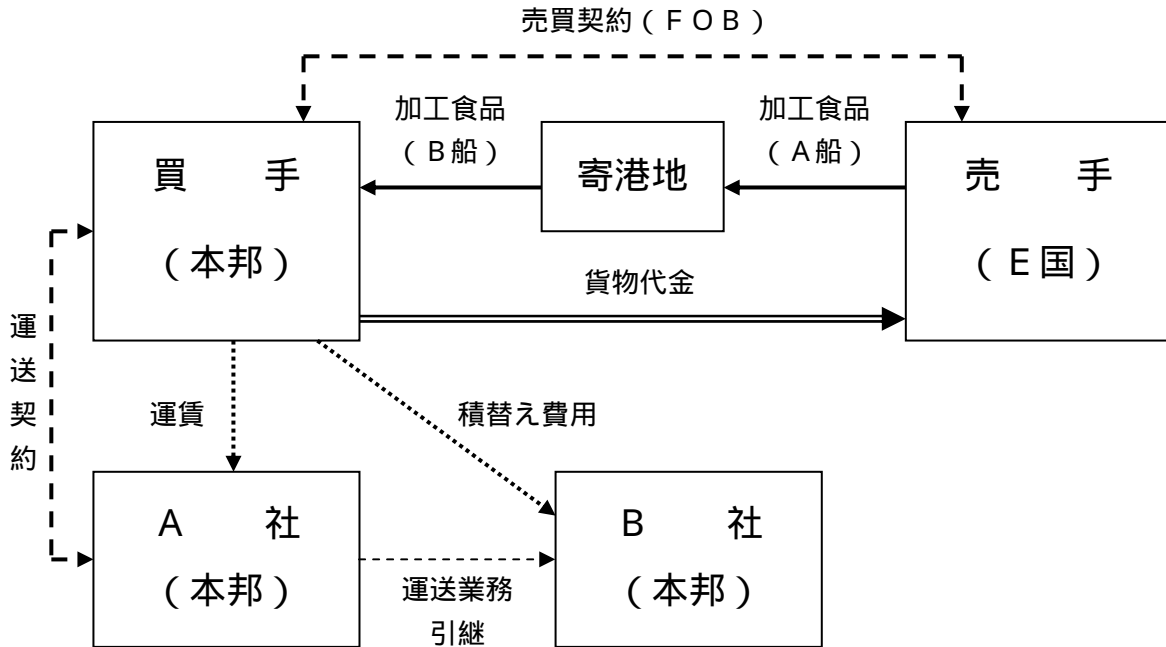


15. 輸入貨物の運送途上において、船会社が倒産したことにより、別の船会社に運送引き継ぎを行うための積替えに要した費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からFOB条件で加工食品を購入（輸入）します。

当社は、船会社A社と輸入貨物の運送に係る契約を締結し、A社から請求された運賃を輸出港で輸入貨物が船積みされる前に支払いましたが、輸入貨物の運送途中に契約先のA社が倒産してしまいました。A社の業務は、直ちに別の船会社であるB社が引き継ぐこととなり、当社の貨物も寄港先でB社の船舶に積み替えられて本邦に到着しました。

本邦までの運賃はすでにA社との運送契約によって支払済であったため、B社は当社に対し積替え費用のみを追加で請求し、当社はその費用を支払いました。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社がA社に支払った運賃に加えて、B社に支払った積替え費用の額を、現実支払価格に加算する必要がありますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が船会社B社に支払った積替え費用の額を、現実支払価格に加算する必要はありません。

（理由）

輸入貨物が輸入港に到着するまでの運送に要する運賃等は、輸入貨物の運送が特殊な事情の下において行われたことにより、輸入貨物の実際に要した輸入港までの運賃等の額がその輸入貨物の通常必要とされる輸入港までの運賃等の額を著しく超えるものであ

る場合には、通常必要とされる輸入港までの運賃等とすることとされています。例えば、輸入貨物の輸入取引に係る契約（運送条項を含む契約に限ります。）又は輸入貨物の運送契約の成立後に、天災、港湾ストライキ等その輸入貨物の輸出者若しくは売手又は輸入者若しくは買手の責めに帰し難い理由により、その契約に基づく運送方法により運送できなかった場合がこれに該当します。

上記の取引における船会社B社の船舶への輸入貨物の積替えは、輸入貨物の運送契約の成立後に、契約先であるA社が倒産し、その輸入貨物の運送業務をB社が引き継いだことにより、やむを得ず行われたものと認められますので、A社との運送契約に基づく運送方法により運送できなかった場合に該当すると認められます。

この場合には、実際の運送方法及び運送経路に関わらず、その契約が前提とする運送方法及び運送経路により運送されたものとした場合の通常の運賃等の額を、現実支払価格に加算することとなりますので、貴社がB社に支払った積替え費用の額を、現実支払価格に加算する必要はありません。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項第1号

関税定率法施行令第1条の5第1項

関税定率法基本通達4-8(8)イ

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）